

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正について

このことについて、愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則を一部改正したいので、別添案を添えて請議します。

平成31年3月27日提出

教育長 平松直巳

説明

この案を提出するのは、市町村立学校に、「副校長」の職が設置されることに伴い、愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則について、被評価者及び評価者に「副校長」を加える必要があるからである。

愛知県立市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部改正の概要

1 改正の内容

第4条の表中に「副校長」を加える。

2 改正の理由

市町村立学校に「副校長」の職が設置されることに伴うもの。

3 施行年月日

平成31年4月1日

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月 日

愛知県教育委員会教育長 平松直巳

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則（平成二十四年愛知県教育委員会規則第二号）

の一部を次のように改正する。

第四条の表中「教頭」を「副校長 教頭」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

愛知県市町村立学校教職員の評価に関する規則 新旧対照表

新

(評価者)

第四条 評価を行う者(以下「評価者」という。)は、次のとおりとする。

校長	被評価者		評価者	
	一次評価者	二次評価者		
副校長 教頭 事務職員 学校栄養職員	校長			
主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭	副校長 教頭	校長		
講師				

旧

(評価者)

第四条 評価を行う者(以下「評価者」という。)は、次のとおりとする。

校長	被評価者		評価者	
	一次評価者	二次評価者		
教頭 事務職員 学校栄養職員	校長			
主幹教諭 教諭 養護教諭 栄養教諭	教頭	校長		
講師				